

議事要旨(4) IASB公開草案「年次改善」に対するコメント対応

冒頭、加藤副委員長より、IFRS年次改善2010-2012サイクルの公開草案に対するコメントの方向性の案について議論する旨の説明がなされ、星野専門研究員より、説明資料〔審議事項(4)〕に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な発言と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、IFRS 第 8 号の事業セグメントの集約に関する開示の追加に対するコメントの方向の案の中で、長期平均総利益率を類似の経済的特徴の例示と捉えているが、長期平均総利益率は類似の経済的特徴を有する場合に結果として現れるものであり、類似の経済的特徴の例示ではないのではないか、との意見があった。

これに対して事務局から、長期平均総利益率は経済的特徴の例であると理解しており、セグメントを集約できる取扱いの条項におけるこうした例示と、開示を求める条項における例示の内容が異なることによる混乱を回避すべきとの観点でコメント案を作成したが、読み方を再度確認するとのコメントがなされた。

また、これに関連して、ある委員より、日本のセグメント開示におけるセグメント集約の判断で長期平均総利益率の類似性が用いられることもあり、経営者の判断に関する指標の例示は基準内で平仄を合わせる方が良いと考えているとの意見があった。

- ある委員より、IAS 第 24 号の関連当事者の改正に関して、経営管理企業が報告企業の関連当事者の範囲に追加されることにより、従来親会社等の類型と重複する可能性があるが、類型ごとの開示内容との関連を含めてどう整理されるのか、との質問があった。また、経営幹部サービスの定義について明確化を求めるコメントを追加してはどうかとの意見があった。

これに対して、事務局から今回の変更は、新たに資本関係のない経営管理企業を関連当事者の範囲に追加するものであり、他の類型との関係はないとのコメントがなされた。

最後に、加藤副委員長より、いただいたご意見を考慮し、事務局としてコメント文案を検討していきたいとのコメントがなされた。

以上